

報告第1号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年1月19日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区住区センター条例及び足立区鹿浜いきいき館条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月8日

足立区長 近藤 弥生

足立区住区センター条例及び足立区鹿浜いきいき館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年1月8日

足立区長 近藤 弥生

足立区条例第1号

足立区住区センター条例及び足立区鹿浜いきいき館条例の一部を改正する条例

(足立区住区センター条例の一部改正)

第1条 足立区住区センター条例(平成2年足立区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第10条中「全部」の次に「又は一部」を加える。

(足立区鹿浜いきいき館条例の一部改正)

第2条 足立区鹿浜いきいき館条例(平成20年足立区条例第68号)の一部を次のように改正する。

第11条中「全部」の次に「又は一部」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。